

沖縄県立離島児童生徒支援センター（群星寮） 寮則

第一章 総則

（趣旨）

第1条 この寮則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 27 年沖縄県条例第 51 号。以下「条例」という。）及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 27 年沖縄県教育委員会規則第 15 号。以下「規則」という。）に基づき、沖縄県立離島児童生徒支援センター（愛称：群星寮）（以下「本寮」という。）の管理運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本寮は、入寮（入舎）の許可を受けた生徒（以下「寮生」という。）の人格の完成を目指し、郷土の未来を担う人材として必要な資質を備えた心身ともに健康な寮生の育成を目的とする。

2 複合施設である本寮の利点を活かし、離島の児童生徒の諸活動及び交流の場とすることで、離島振興に資することを目的とする。

（遵守義務）

第3条 寮生は、本寮則及び別に定める寮生心得を厳守し、本寮の職員（以下「舎監等」という。）の指導等に従い、常に節度ある言動をとらなければならない。

2 寮生は、寮内の秩序・風紀を乱すような言動及び扇動等をしてはならない。

3 寮生は、本寮及び舎監等に対し、虚偽の報告並びに虚偽の申請をしてはならない。

4 寮生は、在籍する学校の校則等を厳守し、教諭等の指導等に従い、常に節度ある言動をとらなければならない。

（閉寮日）

第4条 条例第4条に準ずる。

（必要経費）

第5条 寮生は、次の経費を定められた期日までに納めなければならない。

（1）使用料【毎月払い】

① 条例第9条に定めるとおりとし、施設の維持及び管理等にあてる。

② 納付時期は、別表2のとおりとする。

（2）入寮費【入寮時払い】

① 在寮中の設備、備品、什器等の購入及び維持・管理費にあてる。

② 金額及び納付時期は、別表1のとおりとする。

（3）食材費【毎月払い】

① 朝夕の寮食の食材費にあてる。

② 金額及び納付時期は、別表3のとおりとする。

（返還）

第6条 既に納付された経費は返還しない。ただし、食材費については、次の各号のいずれかに該当するものについては返還することができる。

（1）帰省等により6食以上連続で欠食する場合で、かつ事前（1週間前）に申請を出した寮生。

（2）月の途中で退寮することとなった寮生。ただし、返還にあたっては、別表3備考3のとおりとする。

（必要経費の遅延）

第7条

（1）使用料を納付期限までに納めない場合、納付期限後20日以内に督促状が届く。納付期限を過ぎると遅延金が発生する場合があるので、納付期限内に納めること。

納付期限内での納付が困難な場合は「使用料徴収猶予申請書」により申し出ること。(規則第 16 条第 3 項及び沖縄県財務規則第 50 条による)

- (2) 食材費を納付期限までに納めない場合、納付分の食材費を翌月合算して請求する。生徒への安定的な食事の提供を維持するため滞納しないこと。

第二章 入寮

(入寮資格)

第 8 条 条例第 5 条に準ずる。

(入寮許可)

第 9 条 条例第 6 条及び規則第 11 条に準ずる。

(使用期間)

第 10 条 条例第 8 条及び規則第 14 条に準ずる。

(定員)

第 11 条 規則第 9 条に準ずる。

(入寮募集)

第 12 条 規則第 10 条に準ずる。

(誓約書の提出等)

第 13 条 規則第 12 条に準ずる。規則第 12 条第 1 項において、舎生に関する責任を負う者として教育委員会が定める者とは、舎生の生計を維持する者をいう。

第三章 寮生活

(自立・自律)

第 14 条 寮生は、生活のために必要な習慣を身に付けるため、自立心と自律心を持って、集団生活を行わなければならない。

(集団生活)

第 15 条 寮生は、安心して安全な集団生活を営むために、他者を尊重した節度ある言動を常に心がけ、その実践に努めなければならない。

2 寮生は、潤いのある集団生活を営むために、自他の心身を気遣い、支持的・支援的な言動を常に心がけ、その実践に努めなければならない。

3 寮生は、主体的に取り組む共同的な集団生活を通して、自他の特徴や能力を尊重し、それを活かしながら、寮生相互の絆を深めることに努めなければならない。

(服装等)

第 16 条 寮生は、次のことに留意して集団生活・学校生活を送るよう努めなければならない。

- (1) 寮内外を問わず、公序良俗に反することを固く禁止する。
- (2) 服装は、端正、清潔なものを着用し、他者に不快感を与えないよう注意すること。
- (3) 所属する学校の校則等に違反する身なり等は認めない。
- (4) 学校の長期休業期間中であっても、校則に違反する染髪等は認めない。

(区域の設定)

第 17 条 次のとおり、寮内に管理区域、調理区域、共同区域、生活区域を定める。

(1) 管理区域

- ① 事務室 ② 舎監室（寮監室） ③ 教育面談室 ④ 交流室（付属する倉庫を含む）
- ⑤ 消火ポンプ室 ⑥ 各階倉庫 ⑦ エレベーター ⑧ ルーフバルコニー ⑨ 外階段
- ⑩ 5 階（屋上、備蓄倉庫、受変電室、高架水槽置場、室外機置場） ⑪ その他の施錠区域

(2) 調理区域（1 階）

- ① 厨房 ② 厨房事務室 ③ 食品庫 ④ 厨房脱衣室 ⑤ 休憩室

(3) 共同区域（1 階）

- ① ポーチ ② 風除室 ③ 玄関ホール ④ 下足室 ⑤ 自販機スペース ⑥ ホール
- ⑦ 食堂・学習室 ⑧ 談話室

(4) 生活区域（2階～4階）

① 男子生活区域（西側内階段、廊下、洗面所、トイレ、シャワー室、洗濯室、談話室、舎室、バルコニー等）

② 女子生活区域（東側内階段、廊下、洗面所、トイレ、シャワー室、洗濯室、談話室、舎室、バルコニー等）
（立入禁止）

第 18 条 災害等の緊急時を除き、異性の生活区域に立ち入ること、及び異性を生活区域に立ち入らせることを固く禁止する。

2 以下の行為も禁止する。

（1）異性が生活区域に立ち入ることを見過ごすこと。

（2）異性が生活区域に立ち入ることにつながる言動を行うこと。

3 寮生が、異性の生活区域に入る必要が生じたときは、舎監等に申し出て、その指示に従わなければならない。

（立入制限）

第 19 条 災害等の緊急時を除き、寮生は、舎監等の許可なく管理区域及び調理区域に立ち入ってはならない。

（個室の立入）

第 20 条 災害等の緊急時を除き、寮生は、他の寮生の舎室に無断で立ち入ってはならない。

（寮外者の立入禁止）

第 21 条 寮生が、舎監等の許可なく寮内に寮外者を立ち入らせてはならない。ただし、交流室に限り、舎監等の許可を受け、立ち入らせることができる。

2 寮生の保護者等もしくは寮生の所属する学校の教諭等が、寮内及びその生徒の舎室に立ち入ることを希望する場合は、舎監等の許可を受け、その指示に従わなければならない。

3 寮生は、寮内にて寮外者を発見した場合には、速やかに舎監等に報告しなければならない。

（健康管理・保健衛生管理）

第 22 条 寮生は、自他の健康の保持増進を図るため、自身の健康管理並びに寮内の保健衛生管理に関して、その維持・改善に向けて主体的に取り組まなければならない。

2 寮生は、自他の健康及び寮内の保健衛生に関して、異常等に気付いた場合には、速やかに舎監等に報告しなければならない。

（感染症）

第 23 条 学校において予防すべき感染症（以下、「学校感染症」という。）にかかっている疑いがある、または、かかるおそれのある寮生がいるときは、その寮生を一時的に舎室から退去させ、別室に移動させることができる。

2 学校感染症にかかっており、校長から出席停止の指示を受けた寮生は、その期間、保護者等または本島内緊急連絡先の責任者が引き取るものとする。

（防災・防犯）

第 24 条 寮生は、自他の安全の確保を図るため、寮内の防災・防犯に関して積極的に取り組むとともに、寮生相互による注意喚起を怠ってはならない。

2 厨房以外の場所での火気の使用を固く禁止する。

（施設・設備・物品等の保全管理）

第 25 条 寮生は、寮内の施設・設備・物品等を常に正常な状態に保全することに努めなければならない。

2 寮生は、寮内の物品等を舎監等の許可なく寮外に持ち出してはならない。

3 故意又は過失により施設・設備・物品等を汚損、損傷又は滅失した場合は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（舎室等管理）

第 26 条 寮生は、舎室及び設備等が個人所有のものではなく、本県教育委員会から使用の許可を受けた施設・設備等であることを忘れずに、その適正な管理に努めなければならない。

2 寮生は、舎室及びロッカー等寮内の施設等の鍵を複製してはならない。

3 寮生は、舎監等の許可なく他の寮生と舎室を替わってはならない。

- 4 寮生は、外出する場合に戸締まり・施錠を徹底しなければならない。
- 5 寮生は原則として、舎室で食事を摂ってはならない。
- 6 寮生は、舎室を常に整理整頓して衛生的に使用しなければならない。
(所持品等管理)

第 27 条 寮生は、所持品等の管理を行うとともに、定められたもの以外のものを舎監等の許可なく寮内に持ち込んで서는ならない。

- 2 貴重品は、鍵付きのロッカー等に保管し、盗難に対して十分注意しなければならない。
- 3 盗難等が発生した場合には、速やかに舎監等に報告しなければならない。
- 4 持ち込み可能な物品等については、別に定める。

(日課)

第 28 条 寮生は、規則正しい生活習慣を身に付けるため、本寮の定める日課に沿って生活しなければならない。

- 2 寮生が前項に掲げる生活を送ることが困難な場合及び、それが予想される場合には、舎監等に速やかに相談し、その指示に従わなければならない。
- 3 日課表等については別に定める。

(週番)

第 29 条 寮生は、日常生活を円滑に進めるため、輪番にて週番に就き、舎監等の指示を受けて次の任務を行わなければならない。

- (1) 食堂等の清掃
- (2) 寮内外の環境整備、美化活動
- (3) 各階、ゴミ捨て、消灯前の電気・ガスの確認、談話室等の整理整頓と窓の施錠確認
- (4) その他
- 2 週番の構成は各階男女各 2 名（計 12 名）とし、週番の期間は日曜日から土曜日までとする。
- 3 寮生が前項に掲げる週番を担うことが困難な場合及び、それが予想される場合には、舎監等に速やかに相談し、その指示に従わなければならない。
- 4 週番表等については別に定める。

第四章 外出・外泊・帰省・帰寮・門限時刻・自転車等車両

(外出)

第 30 条 寮生の閉門時間から開門時間までの外出は原則認めない。

(外泊)

第 31 条 寮生の外泊は固く禁止する。

- 2 前項の規定に関わらず、保護者等の要請もしくは承認がある場合は、所定の様式にて舎監等へ申請し、許可を受けなければならない。その際、原則として成人の責任者（親族等）の同伴を必要とする。

(帰省)

第 32 条 寮生の所属する学校の学期期間中の帰省は、原則として認めない。

- 2 前項の規定に関わらず、保護者の要請もしくは承認がある場合は、所定の様式にて舎監等へ申請し、許可を受けなければならない。
- 3 寮生は、条例第 4 条に定める閉寮期間中は帰省等を行い、一時的に舎室から退去しなければならない。

(門限時刻・帰寮)

第 33 条 寮生は、外泊・帰省期間中を除き、門限時刻（閉門 21：00）までに帰寮しなければならない。

- 2 外出等の間に不測の事故等による事情で門限時刻までに帰寮することが不可能となった場合には、寮生は速やかに電話等によって舎監等に現状を報告し、指示を受けなければならない。
- 3 門限時刻までに帰れないことが予想される場合には、事前に保護者等の承認を得た上で所定の様式にて舎監等に申請し、その許可を受けなければならない。
- 4 寮生は、第 30 条、第 31 条第 2 項、第 32 条第 2 項及び第 3 項による外出、外泊、帰省から帰寮した場合には、速やかに舎監等に帰寮報告をしなければならない。

(自転車等車両)

第 34 条 寮生が保有する自転車は、本寮の指定する自転車置き場に駐輪しなければならない。

2 自転車を駐輪する際には、盗難等に十分に気をつけて防犯の措置を各自行わなければならない。

3 自転車の安全整備等については十分に注意し、定期的に点検を行わなければならない。

4 寮生は自転車以外の車両の所持はしないこと。寮生活および教育活動全般においては、寮生または友人等が運転する自動車・バイク等の利用はしないこと。

5 自動車・バイク等の免許の取得については、寮生の所属する学校の校則に従うこと。

第五章 寮生自治

(組織)

第 35 条 本寮の自主的運営のために、次の組織を置く。

(1) 寮生集会 (2) 役員会 (3) 行事企画委員会 (4) 環境美化委員会

(5) 広報活動委員会 (6) 自転車委員会

(役員)

第 36 条 本寮の自主的運営のために、次の役員を置く。

(1) 寮長 1 名

(2) 副寮長 2 名 (男女各 1 名)

(3) 階長 12 名 (各階 4 名 (男女各 2 名))

(4) 委員長 4 名 (各委員会 1 名)

(5) 副委員長 4 名 (各委員会 1 名) (※委員長と副委員長は男女の組み合わせとする)

(役員の仕事)

第 37 条 役員は舎監等の指導のもと、次の仕事にあたる。

(1) 寮長は、全寮生を代表し寮生の融和と協調を図り、寮務の自主的運営を総括する。

(2) 副寮長は、寮長を補佐し寮生の融和と協調を助け、寮長不在のときは、その代行を務める。

(3) 階長は、それぞれの階における寮生の融和と協調を行い、寮務の自主的運営を行う。

(4) 委員長は、それぞれの委員会における自主的運営を総括する。

(5) 副委員長は、委員長を補佐し委員会における自主的運営を助け、委員長不在のときは、その代行を務める。

(役員の選出)

第 38 条 役員の選出は、次のとおり行う。

(1) 寮長、副寮長は全寮生で互選し、寮生集会の承認を得て、舎監長が任命する。

(2) 階長は各階の寮生で互選し、寮生集会の承認を得る。

(3) 委員長、副委員長は各委員会の寮生で互選し、寮生集会の承認を得る。

(役員の任期)

第 39 条 役員の任期は次のとおりとする。

(1) 寮長、副寮長、階長の任期は原則として 1 年とする。

(2) 委員長、副委員長の任期は原則として 1 年とする。

(寮生集会の構成及び協議事項)

第 40 条 寮生集会は、全寮生によって構成され、寮運営について次の事項を協議する。

(1) 寮内の行事計画

(2) 寮長及び副寮長の選出、階長の承認

(3) その他必要な事項

(役員会の構成及び協議事項)

第 41 条 役員会は寮長、副寮長、階長、(必要に応じて各委員長、各副委員長を加える) で構成され、寮運営について次の事項を協議する。

(1) 寮内の行事計画

(2) 寮生から提案された事項

(3) その他必要な事項

(委員会の構成及び任務)

第42条 全寮生は、次の委員会のいずれかに委員として属し、寮長・副寮長・階長と協力し、その任務にあたる。

(1) 行事企画委員会は、寮生活を和やかにするための諸行事を企画し、その運営にあたる。

(2) 環境美化委員会は、寮内外の清掃と環境美化の活動計画を立て、生活環境の整備と維持を図り、その推進を行う。

(3) 広報活動委員会は、寮生の活動全般を寮生及び保護者等へ周知するため、その活動を記録し、広報を行う。

(4) 自転車委員会は、自転車置き場の整理、盗難防止対策の計画及び実施ができるよう、啓発及び推進を行う。

(寮生集会、役員会、委員会の開催)

第43条 各組織の開催は、次のとおり行う。

(1) 寮生集会は、役員会からの申し出があれば、舎監長の承認を得て、随時開催することができる。

(2) 役員会は、役員からの申し出があれば、随時開催することができる。

(3) 委員会は、委員からの申し出があれば、随時開催することができる。

第六章 停寮・退寮

(停寮・退寮(退舎))(許可の取り消し等)

第44条 次に掲げる各号に該当する寮生には、保護者等の下で静養するよう、停寮(一定期間の出寮)を勧告することができる。

(1) 医療機関等から自宅療養の指示が出された者。

(2) 学校感染症、それに限らず当該疾病のまん延により寮生の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症に感染または感染疑いの者。

第45条 休学期間中は、停寮を勧告することができる。

第46条 条例第8条における使用期間が過ぎた寮生は、退寮(退舎)しなければならない。

2 寮生もしくは、その寮生の保護者等が条例第11条に該当し、施設使用の制限、もしくはその停止を命じられた場合は、その寮生は停寮、もしくは退寮(退舎)しなければならない。

(退寮の手続)

第47条 退寮(退舎)を希望する寮生の保護者等は、規則第13条に基づき、あらかじめ所長を経て退舎願を教育委員会に提出しなければならない。なお退舎願は、退舎日の1週間前までに提出すること。

2 第46条第1項並びに第2項に該当した寮生とその保護者等は、速やかに所長を経て退舎願を教育委員会に提出しなければならない。

第七章 懲戒等

(懲戒の規定)

第48条 学校教育法第11条に倣い、本寮においての寮生に対する懲戒の規定を定める。

2 舎監等は、教育上必要があると認めるときは、寮生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

3 懲戒に関し必要な事項は、「沖縄県立離島児童生徒支援センター 寮生指導細則」にて定める。

4 寮生が、「沖縄県立離島児童生徒支援センター 寮生指導細則」に挙げる事項、もしくは所属する学校の校則等に違反した場合、学校と連携して指導を行う。

5 懲戒は、懲戒にあたる行為等の内容及び回数等を考慮し、原則的に段階を経て指導する。段階指導は、次のとおりとする。

(1) 第1段階：厳重注意(保護者等連絡、日誌指導、奉仕活動)

(2) 第2段階：厳重注意(保護者等召喚、日誌指導、奉仕活動)

(3) 第3段階：停寮3日（保護者等召喚、日誌指導、課題）

(4) 第4段階：原則として退寮

- 6 懲戒指導における段階指導の指導歴は、次年度以降も継続する。ただし、寮生活・学校生活共に改善がみられる等、寮則に即した態度がみられると寮生指導委員会で判断した場合には、一つ段階を戻すことができる。

（特別指導の規定）

第49条 本寮においての寮生に対する特別指導の規定を定める。

- 2 舎監等は、教育上必要があると認めるときは、寮生に特別指導を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- 3 特別指導に関し必要な事項は、「沖縄県立離島児童生徒支援センター 寮生指導細則」にて定める。
- 4 寮生が、「沖縄県立離島児童生徒支援センター 寮生指導細則」に挙げる事項、もしくは所属する学校の校則等に違反した場合、学校と連携して指導を行う。
- 5 特別指導は、特別指導にあたる行為等の内容及び回数等を考慮し、原則的に段階を経て指導する。累計回数による段階指導は、次のとおりとする。
 - (1) 5回目：奉仕活動3日
 - (2) 10回目：奉仕活動3日、学年担当舎監による面談
 - (3) 15回目：奉仕活動5日
 - (4) 20回目：奉仕活動5日、舎監長による面談
 - (5) 25回目：奉仕活動7日、所長による面談
 - (6) 30回目：懲戒指導への移行
 - (7) 35回目以降は、5回毎に奉仕活動7日
- 6 特別指導にあたる行為等の累計回数は、次年度に継続しない。

第八章 その他

（寮生心得）

第50条 この寮則に定めるものを受け、本寮の管理運営に関し必要な事項は寮生心得に定める。

- 2 舎監長は、所長の承認を得て寮生心得を定めることができる。

（委任）

第51条 この寮則の規定の適用の特例その他施行に関し必要な事項は、所長が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この寮則は、平成28年1月13日から施行する。
- 2 この寮則は、平成29年3月17日に改正し、同日施行する。
- 3 この寮則は、平成29年9月1日に改正し、同日施行する。
- 4 この寮則は、平成30年4月1日に改正し、同日施行する。
- 5 この寮則は、平成31年4月1日に改正し、同日施行する。
- 6 この寮則は、令和2年3月1日に改訂し、同日施行する。
- 7 この寮則は、令和3年3月1日に改訂し、令和3年4月1日に施行する。
- 8 この寮則は、令和4年3月15日に改訂し、令和4年4月1日に施行する。
- 9 この寮則は、令和5年3月15日に改訂し、令和5年4月1日に施行する。
- 10 この寮則は、令和6年3月25日に改訂し、令和6年4月1日に施行する。
- 11 この寮則は、令和7年2月25日に改正し、令和7年4月1日に施行する。

(第5条関係)

別表1

入寮費	金 額	納付時期
1 年次入寮者	10,000 円	入寮月の末日まで
2 年次入寮者	6,000 円	入寮月の末日まで
3 年次入寮者	3,000 円	入寮月の末日まで

備考

- 1 1月1日以降に入寮した場合は、当該寮生が同年の4月1日に進級する学年と同額の入寮費を納付するものとする。

※ 納付に関する手数料は自己負担。

- 2 月の20日以降に入寮する者の納付時期は、入寮月の翌月の末日までとする。

別表2

使用料	金 額	納付時期
月額	19,000 円	前月末日（入寮月は、入寮日から14日以内）

備考

- 1 納付は、沖縄県財務規則において規定する納入通知書もしくは本寮が収納業務を委託した業者による口座振替により行うものとする。
- 2 口座振替において4・5月分は4月20日、その他の月分は前月10日に振替となる。

別表3

食材費	金 額	納付時期
月額	18,300 円	前月末日（入寮月は、入寮月の末日まで）

備考

- 1 納付は、本寮が発行する請求書により行うものとする。

※ 納付に関する手数料は自己負担。

- 2 食材費の請求及び返還における日割計算は、朝食254円、夕食356円として行う。

- 3 第6条の食材費返還については、以下のとおりとする。

- (1) 第6条(1)については、事前申請（1週間前）した生徒で6食以上連続して欠食する場合、
【(朝食254円×欠食数) + (夕食356円×欠食数)] を返還する。

朝・夕連続6食以上

- (2) 第6条(2)については、退寮月における食事数で日割計算により算出した額を月額から差し引いて返還する。

※ 食事数とは、摂食数及び食材発注済み分の合計数。下記4についても同様。

- 4 入寮月の請求月額は、入寮月における食事数で日割計算により算出する。

- 5 3年次の3月分食材費は、許可された使用期間の最終日（朝食）までを日割計算し、算出した額を月額として請求する。

- 6 月の20日以降に入寮する者の納付時期は、入寮月及び翌月分を、入寮月の翌月の末日までとする。